三 法人税実務事例検討 三

業務委託料に含まれる交際費等に 相当する金額の取扱いについて

新日本アーンストアンドヤング税理士法人 エグゼクティブディレクター 税理士 石田 昌朗

本事例における留意点

内国法人が業務委託先に支払う業務委託料の内訳明細に交際費等に相当する金額が含まれていたとしても、その交際費等がその内国法人の支出する交際費等に該当するものでない限り、 業務委託先の法人の交際費等として処理することとなる。

事例一

当社はメーカーであり、その製造する製品について、A社を販売代理店として販売代理店契約を締結しております。この販売代理店契約の内容は、A社が当社製品を販売するために通常要すると見込まれるコスト相当額に一定の利益を加算した金額として月額500万円と、その他当社製品の販売のために要した費用に相当する金額で当社が認めた金額の合計額を業務委託料として支払うというものです。

今回、A社からの請求書に月額 500 万円の業務委託料の他に、当社製品の販売に要した費用として、A社の大口の得意先であるB社の従業員等を接待した費用 30 万円が業務委託料として請求されました。

当社としては、B社には当社製品を購入していただいており、A社がB社の従業員等を接待した費用に相当する 30 万円を当社が業務委託料に含めて支払うことは問題ありませんが、この 30 万円は当社の交際費等に該当することになるのでしょうか。

なお、A社が販売代理店として当社製品を陳列するために必要な減価償却資産である陳列棚を購入したときは、その購入代金 100 万円に相当する金額を月額 500 万円に加算して業務委託料として支払ったこともあります。

I▶ 本事例における法令等の検討

1 交際費等の範囲

交際費等とは、交際費、接待費、機密費 その他の費用で、法人が、その得意先、仕 入先その他事業に関係のある者等に対する 接待、供応、慰安、贈答その他これらに類 する行為のために支出するものをいいます が、次の費用のいずれかに該当するものを 除くとされています(措法61の43)、措 令37の5)。

- (1) 専ら従業員の慰安のために行われる運 動会、演芸会、旅行等のために通常要す る費用
- (2) 飲食その他これに類する行為のために 要する費用(専らその法人の役員若しく は従業員又はこれらの親族に対する接待 等のために支出するものを除きます。) であって、その支出する金額を参加した 者の数で除して計算した金額が5,000円 以下の費用
- (3) カレンダー、手帳、扇子、うちわ、手 ぬぐいその他これらに類する物品を贈与 するために通常要する費用
- (4) 会議に関連して、茶菓、弁当その他こ れらに類する飲食物を供与するために通 常要する費用
- (5) 新聞、雑誌等の出版物又は放送番組を 編集するために行われる座談会その他記 事の収集のために、又は放送のために通 常要する費用

2 国税不服審判所裁決の検討

国税不服審判所において、『交際費等と は、交際費、接待費、機密費その他の費用

で、法人が、事業関係者等に対する接待等 のために支出するものをいう旨規定してお り、当該支出が交際費等に該当するかどう かについては、①支出の相手方が事業関係 者等であり、②支出の目的が、事業関係者 等との間の親睦の度を密にして取引関係の 円滑な進行を図るためであるとともに、③ 支出の原因となる行為の形態が、接待等で あることの三要件に該当することが必要で ある。』(裁決事例集 No.75、401 頁) と平 成15年9月9日東京高等裁判所の判決を 引用して判断しております。



本事例における取扱いの検討

交際費等に該当する三要件の検討

交際費等とは、交際費、接待費、機密費 その他の費用で、法人が、その得意先、仕 入先その他事業に関係のある者等に対する 接待、供応、慰安、贈答その他これらに類 する行為のために支出するものをいうもの とされており、当該支出が交際費等に該当 するかどうかについては、①支出の相手方 が事業関係者等であり、②支出の目的が、 事業関係者等との間の親睦の度を密にして 取引関係の円滑な進行を図るためであると ともに、③支出の原因となる行為の形態が、 接待等であることの三要件に該当すること が必要であるとしています。

本件では、貴社製品を購入しているB社 の従業員等は貴社の事業関係者等に該当し ますが、A社の事業関係者等にも該当しま す。そして、B社の従業員等に対して接待 等を行ったのはA社であることから、貴社 において得意先の従業員等に対して接待等 を行ったものとは認められません。

また、貴社においてB社の従業員等との間の親睦の度を密にしたとも認められません。

2 減価償却資産の購入代金に相当する 金額の検討

ところで、貴社は、A社が販売代理店として貴社製品を陳列するために必要な減価償却資産である陳列棚を購入したときに、その購入代金に相当する金額 100 万円を月額 500 万円の業務委託料に加算して支払っているとのことですが、貴社製品を陳列するために特別に購入した陳列棚であるとしても、その陳列棚の所有権はA社にあることになります。

A社にとって、陳列棚は減価償却資産であることから、A社はその購入代金のうち各事業年度の償却限度額までの金額を損金の額に算入することができますが、貴社から業務委託料として受領した100万円はその確定した日の属する事業年度の一時の益金とすることになります。

したがって、貴社にとっては、貴社が負担した陳列棚の購入代金に相当する金額は、貴社が陳列棚を購入したものでなく、かつ、陳列棚の所有権もないことから、業務委託料として損金の額に算入されるものと考えられます。

なお、陳列棚の購入代金に相当する金額 100万円が業務委託料であるとしても、そ の陳列棚が法人税基本通達8-1-8 《広告宣伝の用に供する資産を贈与したことにより生ずる費用》に該当する場合には、繰延資産となることから、その100万円のうち繰延資産としての償却限度額までの金額が各事業年度の損金の額に算入されることになります。

3 業務委託料に含まれる交際費等に相当する金額の検討

貴社がA社に対して支払う30万円は、 A社が得意先の従業員等の接待等のために 支出した交際費等の金額に相当する金額で あり、その接待等を行ったのはA社です。

A社においては上記II 1の①支出の相手 方が事業関係者等であり、②支出の目的が、 事業関係者等との間の親睦の度を密にして 取引関係の円滑な進行を図るためであると ともに、③支出の原因となる行為の形態が、 接待等であることの三要件に該当すること から、A社の交際費等に該当することとな ります。

したがって、A社の支出した交際費等の金額に相当する金額30万円については、 貴社の交際費等には該当しないこととなります。また、業務委託契約に基づき月額500万円に加算して支払われる30万円は、 貴社製品の販売のために要した費用に相当する金額であることから、貴社の業務委託料として損金の額に算入されることになります。

【業務委託料の概念図】

(貴社) (A社)

交際費等相当額	30万円		業務委託料	530万円	交際費等	30万円
月額	500万円				コストプラス利益	500万円
(費用合計	530万円)	(収益	530万円)		
陳列棚相当額	100万円		業務委託料	600万円	減価償却資産	100万円
月額	500万円				コストプラス利益	500万円

(費用合計 600万円) (収益 600万円)

[※] A社は業務委託料の全額を収益に計上し、自ら支出した交際費等の損金不算入の金額及び自らが所有権を有する減価償却資産の償却限度額を計算して所得金額の計算を 行うこととなります。